

# 福祉国家と市民社会の規範構造

— フランス福祉国家の形成・再編期を事例として —

田 中 拓 道

## 1 はじめに

本稿の目的は、福祉国家研究において、市民社会の規範構造と福祉国家との関連を問うための枠組みを提起することにある。本稿の仮説は次のとおりである。福祉国家が大きく変容する時期には、統治エリート間の意志決定過程だけでなく、市民社会における「正統性」の再調達のある方を視野に含め、その規範構造の変容と結びつけて研究が行われる必要がある。

こうしたアプローチは、近年までの福祉国家研究において一般的とは言えない。本稿の内容も、歴史的・政治学的な実証に耐える水準には至っていない。ここではフランス福祉国家の形成・変容期を上記の仮説に沿って素描してみることで、今後の検討に向けた課題を明らかにすることを試みる。

以下では、（2）これまでの福祉国家研究の分析枠組みを概観した上で、ここでの枠組みを、ネオ・マルクス主義の「ヘゲモニー」論を援用しつつ提示する。次にフランス福祉国家を事例として採り上げ、（3）形成期、（4）再編期の順に考察を行なう。（5）最後に今後の検討課題について要約する。

## 2 福祉国家研究の分析枠組み

1980年代以降、各国福祉国家の歴史や現状にたいする比較研究が蓄積されてきた。福祉国家とは、近代化や産業化とともに単線的に発展してきたのではなく、その構造がきわめて多様であること、「福祉国家の危機」への対応も国ごとに大きく異なっていたことが明らかにされてきた。以下では、こうした研究を主導した分析枠組みを三つに要約した上で、本稿の枠組みを提示する。

### (1) 権力資源動員論

コルピ、キャッスルズ、エスピン＝アンデルセンなどの権力資源動員論によると、福祉国家の発展経路は、労働権力の強さ（組織率や一体性）、とりわけ社会民主主義政党の議会での政治戦略に規定される<sup>1</sup>。社会民主主義政党がどの政治勢力（保守勢力、中産階級、農民勢力など）と政治的連合を形成し、国家権力に影響力を行使できたのかに応じて、福祉国家は異なる発展経路を辿る、という。たとえばスウェーデンでは、労働者が農民と「赤緑連合」を形成し、戦後は中産階級と連携することで、議会内で多数派を形成し、普遍主義的な福祉国家を実現した<sup>2</sup>。一方オーストラリアやニュージーランドでは、強力な労働運動が存在したにもかかわらず、それがもたらした労働賃金の維持を追及し、他の階級との連合を選択しなかったために、選別主義的な福祉国家へと至った<sup>3</sup>。

---

1 Walter Korpi, *The Working Class in Welfare Capitalism*, London, Routledge and Kegan Paul, 1978.

2 エスピン＝アンデルセン（宮本太郎、岡沢憲美監訳）『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2000年、18頁。

3 フランシス・キャッスルズ（岩本敏夫ほか訳）『オーストラリア・ニュージーランド福祉国家論』啓文社、1991年。キャッスルズは労働勢力の政治戦略とともに保守政党の強固さに着目し、後者が福祉国家の発展抑制につながったと論じる（同上、131頁）。

以上の枠組みは、福祉国家の形成過程の多様性を説明する上で説得的である。他方、それぞれの福祉国家が市民社会において「正統性」を調達し、安定化するメカニズムについてはほとんど論じられない<sup>4</sup>。さらに、労働権力が脆弱化し、福祉削減が焦点となる時期に、各国福祉国家がどのような変容過程を辿るかを分析する枠組みとしても、不十分であると指摘されている<sup>5</sup>。

## (2) 新制度論

ピアソン、ホールなどの唱える新制度論は、福祉国家の持続性を広い意味での「制度」によって説明しようとする<sup>6</sup>。彼らによると、福祉国家の発展経路は、文化規範や労働権力よりも選挙制度、立法・行政関係、司法のあり方などの制度的配置によって規定される。とりわけ、いったん国家の中に組み込まれた労使関係や利益集団は、統治者の意思決定を拘束する制度枠組みとなる、という。たとえば80年代イギリスでは、保守党のサッチャー首相のイニシアティブで福祉削減が試みられた。労働勢力はこれに対抗する力を持たなかった。それにもかかわらず、国民健康保険など受益者の多い社会保障分野では、支出の削減は進まなかった。いったん受益者層が固定されると、福祉国家の変容期においても、それらの組織的抵抗が「経路依存性 (path dependency)」を生み出し、変容過程を拘束する枠組みとなる、という<sup>7</sup>。

---

4 ただしコルピは、政権政党によるマスメディアの利用を重要な権力資源に含めている (Korpi, *The Working Class in Welfare Capitalism*, op. cit., p. 317)。

5 新川敏光『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房、2005年、241頁。

6 ホールによれば、「制度」とは統治アクターの権力や利益を規定する枠組みを広く指しており、インフォーマルな慣行、集団間の組織的關係なども含んでいる。Cf. Peter Hall, *Governing the Economy: The Politics of State Intervention in Britain and France*, Oxford, Oxford University Press, 1986, p. 19.

7 Paul Pierson, *Dismantling the Welfare State: Reagan, Thatcher, and the*

こうしたアプローチには、次のような反論が加えられている。ピアソンの議論は80年代を対象としていたが、90年代に入ると、イギリスやアメリカのみならず北欧諸国や大陸諸国においても、福祉削減を含む大幅な政策転換が進展している。「経路依存性」を強調する新制度論では、もっぱらミクロな政治過程の分析に焦点が合わせられるため、こうした近年の動態を適確に捉えられない<sup>8</sup>。

### (3) 言説政治論

近年の一部の論者は、福祉国家の大幅な政策転換を分析するために、構造(階級連合、制度構造)よりもアクター(統治エリート)のイニシアティブに焦点を合わせる枠組みを提起している。そこでは、統治エリートが世論や他の統治エリートに働きかけ、政策転換を説得するための「言説(discours)」戦略が重視される<sup>9</sup>。たとえばホールは、1970年代イギリスにおいて、労働党の経済政策の失敗を攻撃する保守党が、ケインズ主義からマネタリズムへの「政策パラダイム」のシフトを主導することで、70年代末に政権の獲得に成功した、と論じた<sup>10</sup>。シュミットは、統治エリートの言説内容と、福祉国家の受益者層や制度構造とを組み合わせることで、近年までのイギリス、ニュージーランド、オーストラリア、北欧諸国、ドイツ、オランダ、フランスなどにおける福祉政策転換の成否を比較検討し

---

*Politics of Retrenchment*, Cambridge, Cambridge University Press, 1994.

8 Cf. 宮本太郎「福祉国家の再編と言説政治—新しい分析枠組み」『比較福祉政治—制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部、2006年、71-72頁。

9 この研究潮流について、宮本「福祉国家の再編と言説政治」前掲書に簡潔な整理がある。

10 Peter Hall, "Policy Paradigms, Social Learning, and the State: The Case of Economic Policymaking in Britain", *Comparative Politics*, April 1993, pp. 275-296.

ている<sup>11</sup>。

特にシュミットの研究は、福祉政策の転換期における規範的言説の展開と、民主的正統性の調達のある方を直接の主題としている<sup>12</sup>。しかし、その説明は主に制度的要因に傾斜し、なぜある規範的言説が市民社会（もしくは他の統治エリート）の説得に成功し、別の言説は失敗するのか、説得の資源をどこから調達するのかについて、ほとんど論じられていない。こうした点を補うためには、市民社会の規範構造が、それぞれの国で歴史的にどう形成されてきたのかを視野に含める必要がある。

#### (4) ヘゲモニー論

以上を踏まえ、本稿では、権力資源動員論、言説政治論に加えてネオ・マルクス主義の「ヘゲモニー」論を援用することで、次のような枠組みを仮設する。資本主義的経済構造の下で、社会的諸階級の間には、一定の利害対立が存在する。それぞれの階級利害を普遍的なものとして表象し、それに適合する秩序像が語られるとき、こうした規範的言説を「イデオロギー」と呼ぶ。特定のイデオロギーが市民社会において支配的位置を占めることは、政治的支配（連合）を形成する有力な条件となる。さらに、いったん形成された政治的連合は、正統性を調達するために、市民社会において規範を再生産する<sup>13</sup>。「ヘゲモニー」とは、特定階級（階級連合）が政治的支配を形成・維持し、他の階級支配を妨げるという意図をもって用い

---

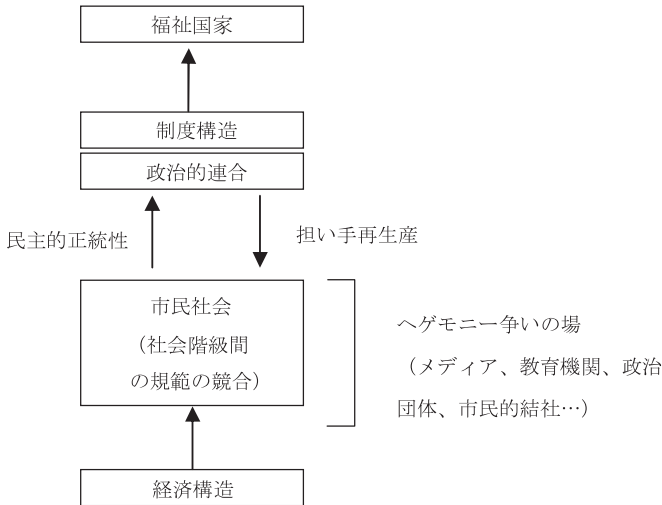
11 Vivien A. Schmidt, "Values and Discourse in the Politics of Adjustment", in F. Scharpf and A. Schmidt eds., *Welfare and Work in the Open Economy*, vol. 1, *From Vulnerability to Competitiveness*, Oxford University Press, 2000, pp. 229-310. 日本では、次の文献がいち早く言説政治論を紹介している。近藤康史『左派の挑戦—理論的刷新からニュー・レイバーへ』木鐸社、2001年。

12 Schmidt, *op. cit.*, p. 231.

13 Cf. 加藤哲朗『国家論のルネサンス』青木書店、1986年、108頁；田口富久治編『ケインズ主義的福祉国家—先進六カ国の危機と再編』青木書店、1989年、17頁。

られる規範的言説の実践を指す<sup>14</sup>。それは知識人および統治エリートによって担われ、メディア、教育機関、政治団体、市民的結社などを媒介して行使される(図1)<sup>15</sup>。

図1 福祉国家と市民社会の規範構造



以上のように、市民社会の規範構造を「ヘゲモニー」という視点から捉

14 グラムシは次のように規定している。「構造から複雑な上部構造の領域へ完全に移行した…段階においては以前に発芽していたいくつかのイデオロギーが『党』となり、相互に対立し闘争し、ついには、これらイデオロギーのうちの一つだけが、あるいは、少なくともその一つの組み合わせだけが優越し、影響力を持ち、社会の全領域に普及するようになり、経済的・政治的諸目標の単一性だけでなく、知的・道徳的な統一性をも規定し、激烈な闘争の対象となるあらゆる問題を…『普遍的』な水準で提起し、こうして、一連の従属的諸集団にたいする基本的社会集団のヘゲモニーを創出しようとするに至る」(『グラムシ問題別選集第二巻ヘゲモニーと党』現代の理論者、1971年、68頁)。

15 Cf. ボブ・ジェソップ(田口富久治ほか訳)『資本主義国家—マルクス主義的理論と諸方法』御茶の水書房、1982年、181頁。

えることは、次のことを含意する。それが階級支配と結びついていること、他の規範との潜在的な競合関係の中にあること、とりわけ統治構造の変動期において、統治エリート間だけではなく、市民社会が言説を用いた「ヘゲモニー」闘争の場となることである。

なお、ここで「社会階級」とは、資本家階級と労働者階級に限定されない。それは農民、労働者、中小商工業者、中産階級、大産業資本家、金融資本家、官僚など、経済構造と関連を持ちながらも、同質の生活様式や価値意識を持つ社会集団を緩やかに指すものと想定する。階級意識自体が文化的に再生産されるものであり、経済構造に規定されるとは限らない。しかし、ムフやラクラウなどポスト・マルクス主義者のように、それをもっぱら言説によって産出されるものとは捉えない<sup>16</sup>。その場合には、政治経済「体制 (regime)」としての福祉国家と、市民社会の規範構造とを関連させて考察する手がかりが失われてしまうからである。階級意識は経済構造に起因する利害対立と一定の関連性を持ち、社会的・経済的環境によって粹付けられていると捉えられる。

### 3 フランス福祉国家形成期の市民社会の規範構造

以上の枠組みは、福祉国家の変動期における政治過程を、因果論的に分析するのではなく、規範的言説を対象に含めて比較分析し、解釈するという目的にとって有益であると考えられる。そこで以下では、フランス福祉国家史を事例として採り上げ、イギリスとの比較を挟みながら、その形成・再編過程を素描する。その上で、この枠組みの利点と問題点を探る<sup>17</sup>。

---

16 エルネスト・ラクラウ、シャンタル・ムフ(山崎カヲル、石澤武訳)『ポスト・マルクス主義と政治—根源的民主主義のために』大村書店、2000年、9頁以下、152頁。

17 本稿の内容は、(1)市民社会の規範構造、社会階級、福祉国家の関連、(2)イギ

### (1) フランス型秩序像の形成

フランスでは、大革命以降百年に渡って名望家層・資本家層（金融、産業）・中小商工業者層・労働者層の間に激しいヘゲモニー争いが展開された。三度の革命を経た後、およそ1890年代に都市部中産階級と大産業資本家層および地方小農層との間に政治的妥協が成立し、秩序の安定がもたらされる。まず、そこに至る規範的秩序像の形成過程について、二つの特徴を指摘しておきたい。

第一に、フランスでは大革命によって国家と個人の二極構造から成る秩序の樹立が目指された。1791年のル・シャブリエ法をはじめとする一連の立法によって、政治的・職業的結社が実際に禁じられた。しかし十九世紀以降、こうした秩序像は、ジャコバン支配と秩序の混乱をもたらしたとして、多くの思想家による批判の対象となっていく。その過程は「ジャコバン主義」的伝統の超克、あるいは「福祉国家 (Etat-providence)」への「社会 (société)」の対抗として記述することができる<sup>18</sup>。フランスでは、十九世紀を通じて集権的国家に対抗する「社会」の再組織化、とりわけ中間集団の再建が模索され、国家と中間集団の関係が問われていく。

第二は、イギリス型の自由主義的秩序像の弱さである。フランスでは、十九世紀初頭の政治経済学者ジャン・バティスト＝セイによってアダム・

---

リスとの比較、という二点を軸に、以下の拙稿の内容を再構成したものである。一部で重複があることをお断りしておきたい。田中拓道『貧困と共和国—社会的連帯の誕生』人文書院、2006年；同『「連帯」の変容—二十世紀フランス福祉国家史試論』『年報政治学』2006年1号、226-244頁；同「社会契約の再構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編』『社会政策学会誌』16号、2006年、77-90頁。

18 Pierre Rosanvallon, *Le modèle politique français : la société civile contre le jacobinisme de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 2004；田中拓道「社会的シティズンシップの両義性—福祉国家の危機とは何か？」『創文』481号、2005年、1-5頁。



スミスの思想が通俗化され、最小国家と自由な市場から成る秩序像が語られた。それはデュノワイエ、シャルル・コント、ジョゼフ・ガルニエらに引き継がれていく。しかし十九世紀を通じて、こうした秩序像は広い影響力を獲得できなかった<sup>19</sup>。むしろフランスの十九世紀思想は、1830年代以降のイギリス自由主義からの分岐によって特徴づけられる。

この時期、イギリスの1834年救貧法改正に至る議論がフランスに導入される。イギリスでは、十八世紀末よりエリザベス救貧法および1795年スピーナムランド法への批判が高まり、アダム・スミスを引き継ぐ自由主義者、マルサス、ベンサム主義者などが行政的一元化と効率化を目的とした改正論を主張した<sup>20</sup>。1834年の改正救貧法では、就労能力のある貧民 (poor) と労働不能貧民 (pauper) とが峻別され、前者を労役場に閉じ込め「劣等処遇」を行なうことを軸とする改正がなされた。これは、いわば就労により自律を獲得する個人から成る市場社会を基礎とし、そこから脱落する「怠惰」な個人を、懲罰的処遇によって市場へと再挿入する装置として国家が位置づけられたものと捉えられる (市場的社会観の具体化)<sup>21</sup>。

一方フランスでは、国家が直接に扶助を行なう「法的慈善 (charité légale)」への批判が共有されるものの<sup>22</sup>、自由な市場を秩序の基礎とみなす「イギリス政治経済学」は主流とならなかった。むしろ、こうした秩序像ではフランスの「大衆的貧困 (paupérisme)」を解決できない、とする

---

19 ティエールやギゾーなどの「自由主義者」も、経済的には保護主義者であった (Pierre Rosanvallon, *L'Etat en France : de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 1990, p. 211 et s.)。

20 Gertrude Himmelfarb, *The Idea of Poverty: England in the early industrial age*, New York, Alfred A. Knopf, 1984, pp. 153-155.

21 安保則夫 (井野瀬、高田編) 『イギリス労働者の貧困と救済—救貧法と工場法』明石書店、2005年。

22 Cf. François Naville, *De la charité légale de ses effets, de ses causes, et spécialement des maisons de travail, et de la proscription de la mendicité*, 2 vol., Paris, 1836.

批判が広く唱えられた<sup>23</sup>。こうした批判を担ったのは、行政官、統計学者、衛生学者など民衆の生活実態に近い立場にあり、七月王政期の公的アカデミーである道徳政治科学アカデミーに属する論者であった。彼らは大衆的貧困の原因を個人を取り巻く生活環境・衛生習慣・人間関係・労働規律といった集合的「モラル」に見出し、それらを組織的に改善することを主張する。こうした考え方は、イギリス政治経済学との対比で「社会経済学 (économie sociale)」と呼ばれ、フランス独自の「社会科学」の一端を担っていく。

イギリスでは、十九世紀末に至るまで、アトミックな個人の集合として「社会」を捉える見方が支配的であり、民衆の生活実態にたいする体系的な統計調査や、個人に先立つ「社会」という集合的観念は一般的でなかった<sup>24</sup>。一方フランスでは、1830年代に労働・衛生・生活・家族などにかかわる集合的「モラル」が「社会科学」の主たる観察対象となる。この新たな「社会科学」の内実をめぐる、保守主義者、共和主義者、社会主義者などの間にヘゲモニー争いが展開される。十九世紀末に大学で体系化される「社会学 (sociologie)」は、こうした争いの一つの帰結であった<sup>25</sup>。

## (2) 二十世紀前半のフランス市民社会の規範構造と国家・社会関係の制度化

第三共和政中期に入り、旧名望家層、教会権力にたいして、中産階級(法律家、ジャーナリスト、医者、大学教員、官僚などの専門知識人層)が政治的・社会的に主導権を握る(1894年のドレフュス事件がその大きな契機となった)。彼らを支持基盤とする急進共和派は、1900年以降地方小農層

---

23 田中拓道『貧困と共和国』前掲書、第二章。

24 Jose Harris, "Political Thought and the Welfare State 1870-1940: An Intellectual Framework for British Social Policy", *Past and Present*, no. 35, 1992, pp. 220-226.

25 田中拓道『貧困と共和国』前掲書、第四章。

および一部労働者層との間に政治的連合を形成し、議会内で主導権を握る<sup>26</sup>。当時の急進共和派に唱えられた「連帯主義 (solidarisme)」は、たんなる政治的イデオロギーにとどまらず、十九世紀を通じた「社会」像の競合に一定の合意をもたらし、二十世紀フランスに引き継がれる規範的秩序像を提供した<sup>27</sup>。連帯主義の内容については、すでに複数の別稿で詳述しているため、ここでは簡略に特徴を要約しておきたい<sup>28</sup>。

第一に、「連帯」とは、産業社会における役割の多様化や差異化によって個々人の間に形成される機能的相互依存関係を指す。それは同業組合、共済組合、労働組合などの職業的結社によって制度的に表現される。秩序の基盤はこれら中間集団の自治にあると想定され、国家の役割は、中間集団間の調整、個人にたいする集団加入の奨励、教育に限定される。職能代表政によって中間集団と国家の間にもたらされる「緊密なコミュニケーション」が、「デモクラシー」の新しい範型と見なされる<sup>29</sup>。

第二に、産業社会で個別の職能を担う個人は、自律を脅かす様々な出来事—労働災害、病気、失業、高齢など—に遭遇する。これらは個人の労働能力を喪失させるだけでなく、他者との相互依存関係を攪乱させる「リスク」である。「連帯」の秩序において、市場における著しい不平等や個人

26 Judith F. Stone, *The Search for Social Peace: Reform Legislation in France, 1890–1914*, New York, State University of New York Press, 1985, p. 22, p. 73f.

27 1907年急進社会党綱領では次のように述べられている。「急進主義の社会理論は…連帯の理念に基づく」(Ferdinand Buisson, *La politique radicale: étude sur les doctrines du parti radical et radical-socialiste*, 1908, p. 210)。戦後の社会保障法第111条1項では次のように言われる。「社会保障の組織化は国民的連帯の原則に基づく」。

28 田中拓道『貧困と共和国』前掲書、第四章；田中拓道『『連帯』の変容』前掲書、227頁以下。

29 Emile Durkheim, *Leçons de sociologie*, Paris, Presses Universitaires de France, (1<sup>re</sup> éd., 1950), 1997, pp. 133-134 (宮島喬、川喜多喬訳『社会学講義』みすず書房、1974年、138-139頁)。

の自律を脅かす出来事は、個人的責任の対象ではなく、集合的「リスク」の発現として読み替えられる。それへの補償は「社会」の責任として構成される。たとえば、急進社会党指導者レオン・ブルジョワは次のように言う。「社会的リスクへの自発的かつ相互的な保険が成員に同意され、受容されるところにしか、社会生活は存在しない。社会生活の進歩とは、まさにこの相互保険に関わる共通の対象・利益・リスクの範囲 [の広さ] によって、測られるであろう」<sup>30</sup>。

第三に、こうした秩序は個人と社会との擬似「契約」という論理によって正統化される。個人は一定の社会的義務—「リスク」への補償責任の共有、教育・衛生への配慮、市民的生活への適応、「リスク」の最小化—を引き受けることで、「リスク」からの保護という社会権を付与される存在と見なされる<sup>31</sup>。

以上のように、連帯主義とは、中産階級に担われる新しい産業社会を組織化し、中間集団自治を国家が補完するという形の協調関係を導く一方で、社会を「契約」により自発的に選択された規範的集合とみなすことで、その「正統性」を調達しようとする秩序原理であった。

急進共和派は、こうした秩序像に基づき、政期転換期より一連の社会保険の導入を図っていく。保守的使用者層の支持する共済組合主義、サンディカリズムの伝統を有する CGT など主要労働組合は、当初社会保険の義務化に反対したが、第一次大戦を経た1920年代にはそれを受容していく<sup>32</sup>。この時期以降、中間集団自治を国家が補完するという秩序像を具体化するための制度構想をめぐって、諸階級の間でヘゲモニー争いが展開される。

---

30 Léon Bourgeois, *Essai d'une philosophie de solidarité*, Paris, 1907, p. 44.

31 Cf. Léon Bourgeois, *Les application de la solidarité sociale*, Paris, 1901, p. 5; 田中拓道「社会契約の再構成」前掲書、79頁以下。

32 Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale, 1850-1940: essai sur les origines de la sécurité sociale en France*, Nancy, Presses Universitaires de Nancy, 1989.

1920年から30年代には、第一次大戦後の戦後復興という文脈を背景として、統治層の関心が「社会」の組織化から「産業」の組織化へと移行する。とりわけ経済不況が深刻化する1934年以降、資本家、官僚層の一部から、産業近代化を目指す「コルポラティズム」論が唱えられていく。さらに労働組合指導者の間でも、サンディカリズムからコルポラティズムへの思想的転回がもたらされる<sup>33</sup>。

資本家層は、伝統的パターンリズムを唱える勢力と、大産業中心のコルポラティズム設立を目指す勢力(Nouveau Cahier グループ、X-Crise グループなど)とに分裂していた。労働者層は、経済評議会設立と産業国有化による生産手段の自主管理を唱え、資本家と対立する。双方を調停する役割を担う独立した社会階級として、この時期に官僚層が影響力を拡大させる。1930年代には、産業の合理的組織化を目指す若い知識人および改革官僚層の中で、「新秩序」「計画化」という言葉を掲げ、古いフランス(パトロナージュなど)に代わる新しいフランス・モデル(集団自治と組織化)の確立を唱えるグループが現れる<sup>34</sup>。『プラン』『新しい人間』という雑誌

33 戦間期の産業組織化論については以下の包括的研究がある。廣田功『現代フランスの史的形成—両大戦間期の経済と社会』東京大学出版会、1994年；同「戦間期フランス労働運動とディリジズム」遠藤輝明編『国家と経済—フランス・ディリジズムの研究』東京大学出版会、1982年、231-279頁；同「1930年代フランスの雇主層と経済社会の組織化—コルポラティズムとの関連を中心に」権上康男ほか編『二十世紀資本主義の生成—自由と組織化』東京大学出版会、1996年、111-147頁。仏語の近作では、Alain Chatriot, *La démocratie sociale à la française: l'expérience du Conseil national économique 1924-1940*, Paris, La Découverte, 2002が国民経済評議会の動向を中心にした詳しい分析を行っている。

34 Dominique Borne et Henri Dubief, *La crise des années 30, 1929-1938*, Paris, Seuil, 1976; Jean Touchard, 《L'esprit des années 1930: une tentative de renouvellement de la pensée politique française》, dans *Tendances politiques dans la vie française depuis 1789*, Paris, Hachette, 1960, pp. 89-118; Nicolas Roussellier, 《La contestation du modèle républicain dans les années 30: La réforme de l'Etat》, dans Serge Berstein et Odile

を中心にしたこれらの人びとの運動は、X-Crise グループとともに、戦後フランスの新しい社会経済政策につながる潮流を形成していった。

### (3) 戦後フランス福祉国家の形成

戦後フランス福祉国家は、ヴィシー政権崩壊を経た保守派の退潮と、レジスタンス運動を担った左派・労働勢力の影響力増大を背景として建設される<sup>35</sup>。ただし、その制度設計を実際に担ったのは、1930年代のコルポラティズムに連なる官僚層であった<sup>36</sup>。国民抵抗評議会(Conseil National de la Résistance)に社会保障プランを提出したピエール・ラロックは、1930年代の改革官僚グループの中心人物であった<sup>37</sup>。ここでは、戦後の社会保

Rudelle éd., *Le modèle républicain*, Paris, Presses Universitaires de Paris, 1992, pp. 319-335.

35 Henry Galant, *Histoire politique de la sécurité sociale française 1945-1952*, Paris, Armand Colin, 1955, p. 24.

36 1930年代コルポラティズム論と戦後体制の連続性について、以下を参照。F.-X. Merrien, 《Etat-providence: l’empreinte des origines》, *Revue française des affaires sociales*, no. 3, juillet-septembre 1990, p. 53; Pierre Rosanvallon, *L’État en France de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 1990, p. 186; Gille Pollet, 《La régulation au confluent des coalitions sociales et politiques: l’exemple de la structuration de l’Etat social français (1850-1950)》, dans Maison des Sciences de l’Homme, *Les métamorphoses de la régulation politique*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1998, p. 342.

37 ラロックは、1930年代の改革派官僚の雑誌『Homme nouveau』において、「コルポラティズム」に関する一連の論考を発表している。「フランス労働組合の法的地位」(no. 10, novembre 1934)では、「コルポラシオン」を「経済活動に関わるあらゆる集団を結びつけることで、異なる諸分野を組織化するという考え」と定義し、フランス労働組合の法的地位の向上について歴史的に振り返る。その後も、「使用者組合」(no. 11, décembre 1934)、「労働組合」(no. 12, janvier 1934)、「コルポラシオンの組織化の必要条件」(numéro spécial 《le corporatisme》, juillet-août 1935)、「労働組合と政治」(no. 26, avril 1936)、「権威か専制か?」(no. 32, janvier 1937)において、政府の「権威」に基づき労使関係の組織化を行う必要性を強調した。

障の基礎となる規範的秩序像を、ラロックにしたがって三点指摘しておきたい<sup>38</sup>。

第一に、戦後フランス国家は、経済政策の分野において「計画化（planisme）」と呼ばれる強力な経済指導を行なう一方で、社会保障の分野では「社会的デモクラシー」と呼ばれる当事者自治原則に基づく制度構築を行なった<sup>39</sup>。それは使用者や民間保険に委ねられていた保険金庫（年金、労災、医療）の管理権限を、労使代表に委ねるという原則を意味する。ラロックは次のように述べている。「社会保障におけるフランスの伝統とは、相互扶助、サンディカリズム、かつての社会主義、そして友愛（fraternité）の伝統である」<sup>40</sup>。フランスの社会保障は、労働運動の自治的な相互扶助の伝統を労使代表による職域集団自治へと援用することで、その「正統性」を調達しようとした。

第二は、労働者への優越的処遇である。ラロックの構想は、当初より労働者を「新しい社会」へと統合し、制度への能動的協力をもたらそうと意図するものであった<sup>41</sup>。当初金庫管理の代表者は、労働者が四分の三を占

---

38 ラロック自身も、社会問題を解決する手段として、公権力、パトロンージュ、アソシアシオン、家族のうちどれを重視するのかは、「それぞれの人民の政治的社会的心理学」、「個人的なものと集合的なもの」に関する人びとの「概念」に依存する、と述べている（Pierre Laroque, *Les grands problèmes sociaux contemporains*, Université de Paris, Institut d'études politiques, 1953-1954, pp. 24-25）。

39 Pierre Laroque,《Le plan français de Sécurité sociale》, *Revue française du travail*, t. 1, 1946, p. 15.

40 Pierre Laroque, *Au service de l'homme et du droit: souvenirs et réflexions*, Paris, Association pour l'Etude de l'Histoire de la Sécurité Sociale, 1993, p. 199.

41 Laroque, *Au service de l'homme et du droit*, *op. cit.*, p. 199. ラロックによれば、当事者の自主管理によって労働者自身に責任を自覚させ、制度への能動的協力をもたらすことができる。当事者管理とは労働者を統合するための手段でもある。

める一方、保険拠出は労働者が約四分の一、使用者が四分の三と定められた。社会保障は就労所得の喪失にたいする補填と捉えられ、ベヴァリッジ型の均一給付ではなく、所得比例が選択される<sup>42</sup>。

第三は、行政的な一元化である。戦前までの分立的制度に代えて、全国金庫を一元化し、より効率的に運営することが目指された。

ラロックの構想は、ベヴァリッジ・プランと異なり、直ちに市民社会に受容されたわけではない。その立法化は官僚層と労働組合によって推進されたが、共済組合、特定産業従事者、民間保険会社などが単一金庫制に反対した。1932年に社会カトリシズムと保守派の影響の下で導入された家族給付金庫も、単一金庫制に反対した。1948年以降、行政的な一元化は修正され、職域ごとの金庫分立がフランス福祉国家を特徴づけることになる。

ここでフランスとの比較から、イギリス福祉国家と市民社会の規範構造との関係について見ておきたい。すでに言及したように、イギリスでは十九世紀末に至るまで、市場社会を基礎とし、そこから脱落した個人を市場へと再挿入する役割を国家が担うという秩序像が一般的であった。世紀転換期になると、グリーン、トインビー、新プラトン主義の影響を受けた知識階級や政治家の間に、個人を超えた有機体として「社会」を捉える観念論的秩序像が流通していく<sup>43</sup>。トインビー・ホール、ロンドン倫理協会(後

---

42 ラロックはイギリス滞在中にベヴァリッジプランに接していたはずであるが、回顧録にはベヴァリッジの影響は全く言及されない。Laroque, *Au service de l'homme et du droit*, *op. cit.*, ケルシャンはベヴァリッジの直接の影響を否定している。Nicole Kerschman, 《L'influence du rapport Beveridge sur le plan français de sécurité sociale de 1945》, *Revue française de science politique*, vol. 45, no. 4, août 1995, p. 572. またラロックは1946年の論文で、均一最低給付という「イギリス的概念」と所得比例型の「アメリカ的」概念の中間にフランスの社会保障を位置づけている (Pierre Laroque, 《Le plan de Sécurité sociale》, *op. cit.*, p. 16)。

43 Jose Harris, "Political Thought and the Welfare State 1870-1940", *op.*



にロンドン・スクール・オブ・エコノミクスに吸収)、フェビアン協会などに集まったこれらの人びとは、貧困を個人の問題ではなく「社会問題」と捉え、社会全体の「進歩」のために、一定の国家介入が必要であると主張する<sup>44</sup>。

しかしイギリスでは、こうした社会観は支配的とならなかった。この時期の市民社会で救済運動を主に担っていた慈善組織協会(Charity Organization Society)は、貧民個人の道徳的改善を最も重視した<sup>45</sup>。自由党の主導でなされた二十世紀初頭のリベラル・リフォームも、慈善組織協会の影響を背景に、国家介入を最小に維持しながら、より効率的な救貧を行なうためのものであった。

後にイギリス国民の広い支持を得る報告書を発刊するウィリアム・ベヴァリッジは、トインビー・ホールやL. S. E.に深く関わっていたが、自由な市場への信頼を前提としながら、社会的公正を実現するために一定の国家介入を許容する、という規範意識では一貫していた<sup>46</sup>。二度の世界大戦を経験することで、彼は社会の合理的組織化のために、行政的集権化が必要であると認識する<sup>47</sup>。しかし、その主たる目的は労働市場を効率的に機

---

*cit.*, p. 123f.

44 Reba N. Soffer, *Ethics and Society in England: The Revolution in the Social Sciences 1870-1914*, Los Angeles, University of California Press, 1978, p. 58.

45 Alan Kidd, *Society and the Poor: In Nineteenth-Century England*, London, Macmillan Press, 1999, p. 99.

46 彼は慈善組織協会に近い立場にあり、劣等処遇原則も支持していた。ベヴァリッジの思想的背景については以下を参照。Jose Harris, "Beveridge's Social and Political Thought", in J. Hallis, J. Ditch and H. Glennerster ed., *Beveridge and Social Security: An International Retrospective*, Oxford, Clarendon Press, 1994, pp. 23-36.

47 戦時中は「総力戦」論に積極的にコミットした。『ベヴァリッジ回顧録—強制と説得』至誠堂、1975年、351頁。

能させることにあった<sup>48</sup>。1942年に社会保障委員会に提出された『社会保険および関連諸サービスに関する報告』で、彼は次のように述べている。

「我々の計画は、すべての個人に対して、ナショナル・ミニマム以上のものを自分で勝ち取る—最低の物質的ニーズ以上の高度で新しいニーズを充足するための手段を発見し、満足させ、かつ生産する—余地を残し、むしろこれを奨励する」<sup>49</sup>。ベヴァリッジの思想では、自由な労働市場と私的慈善や私的共済から構成される市民社会が、秩序の基盤と想定される。国家の役割は、そこから脱落した個人への最低生活保障に限定される。こうした思想はイギリス国民に広く受け入れられ、戦後は労働党政権の下で一部修正を経て具体化された<sup>50</sup>。

以上のように、フランスでは、職能集団—国家の協調から成る分権的な「連帯」秩序の形成が目指された。戦後福祉国家は、左派に近い改革官僚の「コルポラティズム」論を引き継ぎ、個人の自発的同意という契機を背後に退かせた形で、労働者層を上から統合するという意図の下に形成された。イギリスでは、労働市場と私的共済組合から成る市民社会から脱落した個人への最低保障を行なう装置として、自由官僚のイニシアティブによって、集権的福祉国家が形成された。二つの福祉国家の秩序像と制度構造の相違が、1970年代以降、その「危機」認識の分岐をもたらす。

---

48 Jose Harris, “Beveridge’s Social and Political Thought”, *op. cit.*, p. 32.

49 『ベヴァリッジ報告—社会保険および関連サービス』至誠堂、1969年、263頁。

50 もちろん、ベヴァリッジ・プランがそのまま実現されたわけではない。年金の給付額はベヴァリッジの想定よりはるかに低く設定され、保守党は決して普遍主義的福祉国家への「コンセンサス」を形成しなかった(Howard Glennerster, *British Social Policy since 1945*, 2<sup>nd</sup> ed., Oxford, Blackwell Publishers, 2000, p. 36, p. 66)。

## 4 正統性の危機と規範の再定立

一般に、福祉国家の危機の背景として、産業構造の転換と経済不況、社会保障財政の悪化、高齢化、家族の多様化などの要因が指摘される。しかし、こうした要因が直ちに「正統性の危機」を導出するわけではない。たとえ統治エリートの一部に福祉国家の機能不全が認識されたとしても、それが「正統性」の危機として現出するためには、市民社会内部で従来の規範が疑問に付されていかなければならない。したがって、「正統性」の危機と再調達、市民社会の規範構造との関連で考察されなければならない。以下ではこうした関心から、フランスとイギリスにおける「危機」認識の分岐と、その後の再編過程を辿る。

### (1) 「危機」認識の分岐

フランス福祉国家の硬直性や画一性にたいする批判は、すでに68年の「五月革命」と呼ばれる学生運動の中にも現れている<sup>51</sup>。1970年代にはミシェル・クロジェの『閉ざされた社会』(1970年)、スタンレイ・ホフマンの『フランスについて』(1974年)による行政的集権化の伝統、労働や教育での管理と画一化への批判が、広く流通した<sup>52</sup>。

一方1960年代に大規模なストライキを展開した労働者層は、60年代から70年代初頭の「社会的パートナー」制度化によって体制に取り込まれ、70年以降は組織率の長期的停滞によって、徐々に体制への批判力を喪失していく<sup>53</sup>。

---

51 Cf. Jacques Donzelot, *L'invention du social: l'essai sur le déclin des passions politiques*, Paris, Seuil, 1994, p. 185-186.

52 Michel Crozier, *La société bloquée*, Paris, Seuil, 1970 (景山喜一訳『閉ざされた社会—現代フランス病への考察』日本経済新聞社、1981年) ; Stanley Hoffmann, *Essai sur la France. Déclin ou renouveau?*, Paris, Seuil, 1974.

53 1964年トゥテ(Toutée)レポートの「進歩契約」、1969年シャバン=デルマ

戦後福祉国家への本格的な批判が現れるのは、「栄光の三十年」と称される経済成長が終焉し、不況が深刻化していく70年代後半以降のことである。この時期、高級官僚層内部では「ケインズ主義」から「マネタリズム」への認識枠組みの転換が起こり、インフレ抑制と財政均衡が最も重要な政策課題と見なされるようになる<sup>54</sup>。たとえば、80年に発刊された第八次経済プラン報告書では、「国民総生産よりはるかに高い公的支出、とりわけ社会支出の伸び」が重大な問題であると指摘される<sup>55</sup>。1981年から82年のケインズ主義的需要創出政策が失敗に終わったミッテラン社会党政権下でも、86年のセガン・プランにおいて、財政均衡策の導入が試みられる。

しかし、これら統治層の言説は、80年代を通じて市民社会の説得にほとんど成功せず、財政均衡路線は激しい反対運動を招いた。フランスでは、中産階級の多くが社会保障の受益者であり、既存の社会権や「社会的デモクラシー」の原則が広く支持されていた<sup>56</sup>。福祉国家の原理にたいする批判的言説は流通せず、「財政危機」という主題は表面化しなかった。

むしろこの時期に主要な論議の対象となったのは、「排除 (exclusion)」 「不安定 (précarité)」と呼ばれる問題であった。この問題をメディアを媒介してフレーム・アップしたのは、労使団体・官僚層など従来の統治構造の外部に位置する、貧困・住居・食糧援助にかかわる人道主義的アソシ

---

内閣「新しい社会」宣言などの試み。70年代には失業保険の拡張、労働時間短縮、雇用保障、物価連動式の最低賃金 SMIC 導入などが実現したが、労組の分裂や国家への不信によって、交渉の成果は限定的なものにとどまった。Cf. François Sellier, *La confrontation sociale en France, 1936-1981*, Paris, Presses Universitaires de France, 1984、特に pp. 234-235.

54 B. Jobert éd., *Le tournant néo-libéral en Europe*, Paris, Harmattan, 1994, p. 94.

55 Rapport du 8<sup>e</sup> Plan, Paris, 1980, cité par Pierre Rosanvallon, *La crise de L'Etat-providence*, Paris, Seuil, 1992, p. 14.

56 Bruno Palier, *Gouverner la sécurité sociale : les réformes du système français de protection sociale depuis 1945*, Paris, Presses Universitaires de France, 2001, p. 184, p. 197.

ーションであり<sup>57</sup>、社会学者を中心とする知識人であった。

1987年にウレザンスキー神父が社会経済評議会に提出した報告書では、経済的困窮よりも、社会的紐帯からの離脱が最も基本的な「人権」の侵害として問題視される<sup>58</sup>。1992年に社会学者フィリップ・ナスが提出した報告書『排除された人びとと排除』では、デュルケム、トゥレーヌ、ウェーバーなどが引用され、「排除」が社会統合の機能不全として捉えられる<sup>59</sup>。さらにブルデューなどの社会学者が頻繁にメディアに登場し、「排除」を社会的紐帯の脆弱化、社会的アイデンティティの喪失と結び付けて語った。

彼らによると、長期失業や非正規雇用の一般化、家族の多様化などによって、画一的な個人像を前提としてきた従来の福祉国家は、社会統合の機能不全にさらされている。「社会化」に失敗した個人は決められた教育・就労義務を充足できず、社会保険の枠から外れる「リスク」に常に脅かされている。「排除」とは、周縁化された特定階層の問題から、中間層を含めた社会各層に広がる「不安定」な状況一般を指す概念となっていく<sup>60</sup>。

1988年に導入された参入最低所得 (Revenue minimum d'insertion) は、80年代を通じた「排除」論の一つの帰結であると同時に、その限界を示すものでもあった<sup>61</sup>。この法によれば、25歳以上のすべてのフランス人は、

---

57 ウレザンスキー神父の率いる ATD-Quart Monde, Association Catholique, Secours Populaire Français, Secours Catholique, Droit au Logement など。

58 Conseil économique et social, *Rapport de Wresinski : Grande pauvreté et précarité économique et sociale*, Journal Officiel, 1987, p. 96.

59 Commissariat Général du Plan, *Exclus et exclusions : connaître les populations, comprendre les processus, Rapport par Philippe Nasse*, Paris, Documentation française, 1992, p. 14, p. 29.

60 Serge Paugam, *La société française et ses pauvres : l'expérience du revenu minimum d'insertion*, Paris, Presses Universitaires de France, 1993, pp. 66-68; Serge Paugam dir., *L'exclusion : l'état des savoirs*, Paris, Découverte, pp. 12-13.

61 詳しくは以下を参照。都留民子『フランスの貧困と社会保護—参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社、2000年；田中拓道『社会契約の再

最低所得に満たない額を支給される。財政負担は主に県が担い、地域参入委員会(社会部局員、地方議員、ソーシャル・ワーカー、企業、非営利団体)による社会的・職業的参入への働きかけが行われる。受給者は委員会との「参入契約」に署名することで受給期限を延長される。それは「排除」への中心的対策として、ミッテラン政権二期目の目玉とされたが、多分に世論に配慮した状況追隨的なものであり、議会内の左右勢力の間に明確な政策目的への了解は存在しなかった。右派の論者は「参入契約」を給付の条件とみなすことで、それを給付の削減につながる選別的扶助の一種と捉えた。左派の多くはそれを「新しい社会権」とみなしたが、将来の福祉政策への明確なビジョンがあったわけではない。その目的は「社会参入」なのか「職業的参入」なのか、「参入契約」とは個人に就労義務を課すものなのか、政府が就労支援の義務を負うものなのか、参入委員会に協力するアソシエーションはどの程度の権限を持つのかなど、多くの点で曖昧さを残していた<sup>62</sup>。

人道的アソシエーションの多くは、83年ミッテラン政権によって発表された「貧困と不安定との闘い」のプログラムによって、国家の財政支援を積極的に受け入れ、政府の下に組み込まれた<sup>63</sup>。これらの運動は、参入最

構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編」前掲書、77-90頁。

62 Michel Autes, 《Le débat parlementaire sur le Revenu minimum d'insertion: des malentendus féconds》, *Cahiers Lillois d'Economie et de Sociologie*, no. 16, 2<sup>e</sup> semestre 1990, pp. 31-51; Maryse Badel, *Le droit social à l'épreuve du revenu minimum d'insertion*, Talence, Presses Universitaires de Bordeaux, 1996, p. 516 et s.

63 Claire F. Ullman, *The Welfare State's Other Crisis: Explaining the New Partnership between Nonprofit Organizations and the State in France*, Indiana University Press, 1998, p. 120. ある政府の責任者は次のように述べている。「国家はもはや社会介入の組織者ではない。国家は他の組織—地方政府とアソシエーション—の活動に委託と支援を行う。…我々は、公的福祉制度の動員という考えから、慈善団体の補助と補強という考えへと移行しつつある。」(Michel Tacon, 《Politique de lutte contre la pauvreté: nouveaux habits et vieilles

低所得の導入をもたらしたが、福祉国家のビジョンの再構築をもたらす政治的資源を有していたわけではない。参入最低所得の受給者は、90年代に百万人を超えるが、参入契約の締結は五割程度、職業的参入は一割強にとどまった。それは徐々に貧困層への最低生活保障という性質を強めていき、当初の「参入」という理念は形骸化していく。2002年に右派連合が議会で多数派を握ると、受給者数の削減が課題となる。2004年には長期受給者に就労義務を課す就労最低所得(RMA)が新たに導入され、財政責任が県に一元化されることで、支出削減を目的とした改革が大きな流れとなっている。

一方イギリスでは、1970年代前半に労働党によるネオ・コーポラティズム形成が試みられるが、労働組合の反発により失敗に終わる。70年代後半には、労働党の経済運営にたいする批判が高まり、マスメディアや経済シンクタンク(Institute of Economic Affairs, Centre for Policy Studies)など既存の政労使関係の外部において、福祉国家の原理にたいする批判が蓄積される<sup>64</sup>。こうした批判を選挙キャンペーンに援用して政権の獲得に成功したのが、保守党指導者サッチャーであった<sup>65</sup>。これ以降サッチャーは、既存の労使関係を迂回し、上からの集権的な福祉国家改革を進めていく。

サッチャーの言説は、労働党の悪しき「コーポラティズム」にたいする批判だけでなく、イギリスの歴史に根ざした「ヴィクトリア的価値」への

---

dépouilles), *Revue internationale d'action communautaire*, vol. 16, no. 56, august 1986, p. 149, cité par Ullman, *op. cit.*, p. 121.)

64 Jack Hayward et Rudolf Klein, «Grand-Bretagne: De la gestion publique à la gestion privée du déclin économique», Jobert éd., *Le tournant néo-libéral en Europe*, *op. cit.*, p. 97.

65 Hall, "Policy Paradigms, Social Learning, and the State", *op. cit.*, pp. 285-286.

回帰、すなわち「救済に値いする (deserving) 貧民」(労働不能貧民)と「値いしない (undeserving) 貧民」(労働能力のある貧民)との峻別を行い、後者にたいする福祉削減を訴えるものであった<sup>66</sup>。「ナショナル・ミニマム」原則の下で、市民社会から脱落した個人への最低保障として国家の役割が規定された戦後イギリスでは、主な福祉の受益者は下層階級であった<sup>67</sup>。経済不況とインフレの下で、肥大化した福祉国家への中間層による批判が強まると、サッチャーは伝統的秩序像への回帰を訴えることで、これらの人びとの支持を獲得した。

## (2) 90年代からの「収斂」

1990年代に入ると、フランスの議会で右派連合が多数派を握ることにより、右派連合、使用者団体 (MEDEF)、中道労組 (CFDT) の間に政治的連合が形成される。新たな支配連合は、従来の「社会的デモクラシー」を迂回し (左派労組 CGT、FO などの排除)、世論に直接訴えかける形で政策転換を実現しようとした<sup>68</sup>。彼らによれば、企業の「社会負担」の過重さが「グローバル化」の下で経済を停滞させ、失業を増大させている<sup>69</sup>。フランスの「近代化」のためには、社会支出の削減、分立的福祉制度の効率化・一元化が不可欠である。93年のバラデュール・プランは街頭デモによって挫折するが、95年ジュベ内閣は、労働組合の反対運動を押し切って、社会保障財政法、社会保障債務返還税、一般福祉税引き上げなどの重要な政策を導入した。このうち社会保障財政法は、毎年の社会収支の計画を国会の承認事項とするものであり、従来の「社会的デモクラシー」原理の大

---

66 Schmidt, "Values and Discours in Adjustment", *op. cit.*, pp. 239-240.

67 *Ibid.*, p. 235.

68 Jonah D. Levy, "France: Directing Adjustment?", in F. Scharpf and V. Schmidt ed., *Welfare and Work in the Open Economy*, vol. 2, *Diverse Responses to Common Challenges*, Oxford, Oxford University Press, p. 333.

69 Palier, *Gouverner la sécurité sociale*, *op. cit.*, p. 322.



幅な修正を意味する。新税の導入や引き上げは、「保険」から「税」への財政構造の転換をもたらすものであり、保険拠出に依拠してきた戦後福祉国家の構造的変容を意味する。雇用・排除政策の分野では、90年代後半から、使用者の社会負担軽減による雇用創出と、福祉・就労を結合する「ワークフェア」的政策が試みられている。たとえば98年には雇用奨励給付(Prime pour l'emploi)、2001年には自律のための個別給付(allocation personnalisée d'autonomie)などが導入された<sup>70</sup>。

イギリスでは、ブレア労働党がサッチャーの言説を引き継ぎ、「グローバル化」の下で雇用の柔軟化、公企業の賃金引下げを行うとともに、福祉の切り下げと就労義務の強調を行なっている。それはサッチャーの路線を転換するというよりも、その理念を経済政策から社会政策へと拡張するものと位置づけられる<sup>71</sup>。「社会的排除」は、社会関係ではなくもっぱら労働市場からの脱落者を指すレトリックとして用いられ、「人的資本」への投資による「雇用可能性」の拡大、すなわち労働市場への個人の再挿入が目指されている<sup>72</sup>。

90年代以降、グローバル化、雇用柔軟化、ワークフェアなどの点で、イギリスとフランスの統治層の言説には一定の「収斂」が生じているように見える。しかし、両国の間で決定的に異なっているのは、フランスにおいてこうした言説が市民社会で受容されているとは言えないことである。むしろフランスでは、90年代半ば以降に、統治エリートの意思決定に対抗す

---

70 Bruno Palier and Christelle Mandin, "France: A New World of Welfare for New Social Risks?", in Taylor-Gooby ed., *New Risks, New Welfare: The Transformation of the European Welfare State*, Oxford, Oxford University Press, 2004, p. 120ff.

71 Schmidt, "Values and Discourse in Adjustment", *op. cit.*, p. 243. シュミットはニュー・レイバーの言説を「サッチャーの言説の刷新」と評する。

72 トニー・ブレア「第三の道—新しい世紀の新しい政治」生活経済政策研究所編『ヨーロッパ社会民主主義「第三の道」論集』2000年、17頁。

る「社会運動の再生」が見られる<sup>73</sup>。確かに1995年に反対運動を動員したのは、公務員労組を中心とした従来型の労働組合であった。しかしその後も、長期失業者、住居不定者、移民、若者、女性など当事者による抗議運動と権利獲得運動が活性化し<sup>74</sup>、その一部はCFDTと袂を分かった独立系労働組合SUD (Solidarités Unitaires Démocratique) などとの連携を模索している。統治層の言説とは異なり、フランスではメディア、知識人、社会運動体の間で、就労と福祉の関係、「労働」の意味、「市民権」の内実、市民権とナショナリティとの関係などに関する規範の問い直しが様々な水準において行われている<sup>75</sup>。

現在のフランスは、統治層の言説と市民社会の規範構造との間に分断が広がり、福祉国家の危機が「代表政の危機」として問われている状況にある<sup>76</sup>。イギリスでは、十九世紀以降、労働市場と私的共済から成る市民社会を基礎とし、そこから脱落した個人への働きかけを担う装置として国家が位置づけられてきた。こうした秩序像への幅広いコンセンサスが存在することで、1980年代から左右両方の勢力によって福祉国家改革が進められてきた。一方フランスでは、中間集団自治を国家が補完するという秩序像が二十世紀初頭に選択されたが、1930年代から形成されたコルポラティズム体制の「正統性」は、1970年以降その硬直性を指摘する様々な勢力によって批判にさらされてきた。新たな「正統性」の調達がどのような国家－中間集団関係へと帰結するのかは、市民社会内部において、今後いかなる勢力が規範的「ヘゲモニー」を構築できるのかに拠っている。

---

73 クリストフ・アギトン、ダニエル・ベンサイド(湯川順夫訳)『フランス社会運動の再生』つげ書房新社、2001年。

74 Xavier Crettiez, Isabelle Sommier, *La France rebelle : tous les foyers, mouvements et acteurs de la contestation*, Paris, Michalon, 2002, pp. 277-350.

75 Sarah Waters, *Social Movements in France : Towards a New Citizenship*, Palgrave Macmillan, 2003, p. 146ff.

76 たとえば、2005年5月29日にEU憲法草案が国民投票で否決されたことは、既成主要政党と市民社会との分断を明らかにした。

## 5 おわりに

最初に指摘したように、本稿の考察は未だ一次資料を用いた実証に耐える水準ではない。本稿で試みたことは、仮説的枠組みによってフランス福祉国家史を辿りなおし、その枠組みの利点と問題点を探ることである。最後に今後の検討に向けた課題を要約しておきたい。

第一に、市民社会の規範構造を「ヘゲモニー」として捉える場合、ある規範が統治エリートのみならず社会に広く受容されていることを、いかなる資料によって、いかなる基準を用いて論証するのかが問われなければならない。とりわけ現在のフランスのように、市民社会内部で複数の規範の競合が見られる場合、それらの言説間の優劣や支配状態(dominance)を規定するための基準が明確化されなければならない。

第二に、ここで用いた「階級(class)」という概念をさらに彫琢する必要がある。本稿では、市民社会の規範構造を特定階級の支配との関連において捉えようとした。統治エリートや知識人の言説を、支配の維持あるいは転換に向けた、市民社会における「ヘゲモニー」闘争の一環として位置づけた。しかし、こうしたアプローチが成功するためには、現在においても「階級」という分析概念が有効であることが示されなければならない。1980年以降、労働者・資本家関係の外部において、様々な社会運動が活性化している。90年代には、貧困、長期失業、住居不定者、若者、移民など多様な集団の当事者運動が展開されている。本稿で十分扱えなかったエスニックやジェンダーの問題を含め、こうした集団をどのように「階級」という概念で同定できるのかが問われなければならない。

第三に、中間集団と国家との関係をより具体化する必要がある。本稿では、フランスで歴史的に中間集団自治を国家が補完するという規範的秩序像が形成され、その延長上に福祉国家が制度化されることで、「正統性」が調達されてきたことを指摘した(「社会的デモクラシー」)。福祉国家の「危機」は、官僚主導の下で形成された「コルポラティズム」体制が、19

70年以降「正統性」を失ったことに起因している。現在の状況は、市場中心の自由主義レジームへと「収斂」しているとは言えず、フランスの「近代化」を目指す勢力と、職域集団とは異なる中間集団によって国家との関係を編成しなおし、「正統性」を再調達しようとする勢力との間に「ヘゲモニー」争いが展開されている状況と捉えられる。ただし、こうした理解が妥当であるためには、従来の職域集団に代わる新たな中間集団がどのような形を採り、国家といかなる関係を形成するのか、萌芽的ではあってもその具体像が示されなければならないだろう。

※本稿の枠組みの部分は、ワークショップ「レジーム転換と福祉・労働・家族の政治」(文部科学省科学研究費基盤研究 A「脱『日独レジーム』の比較政治分析」主催、2006年11月4日、於ポーラスター札幌)にて発表され、質疑の内容をもとに執筆された。とりわけ言説政治論については宮本太郎教授、階級概念については新川敏光教授、国家と社会規範の関係にかんしては近藤康史助教授、中間集団論については坂部真理氏より貴重なご示唆を頂いた。ご指摘を生かせなかった部分については今後の課題としたい。本稿の執筆にあたっては以下の研究助成の一部を活用した。平成17-18年度文部科学省科学研究費補助金(若手研究B)、平成18年度新潟大学プロジェクト推進経費(若手研究者奨励研究費)。